

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月16日

支出負担行為担当官

気象研究所長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所研究課題「線状降水帯・台風等に関する集中観測による機構解明及び予測技術向上」の研究の一環として、観測船を用いた海洋観測を実施するための投下式塩分水温深度計(XCTD)を購入する。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 XCTD-4N プローブの購入

(2) 業務内容 線状降水帯・台風等の機構解明研究において海洋研究開発機構・三重大学にて実施する海洋観測で使用する XCTD-4N プローブを購入する。

(3) 履行期限 令和8年5月29日

3 業務目的

気象研究所では台風や線状降水帯の予測精度向上に向けた研究の一環として、観測船を用いた海洋観測を実施する。

本観測では、線状降水帯・台風等の大雨を伴う顕著現象に対し、海面から水深1000m以深の海洋変動及び大気海洋相互作用が線状降水帯・台風等に関わる機構を解明するため、鶴見精機製である既存の投下装置及びデータ集積装置を利用して、観測船航走時に複数の観測点において、連続的に塩分、水温プロファイルを同時に測定する。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
XCTD についての技術的な問い合わせに対応できる十分な技術力を有すること。
- (3) 機材に関する要件
鶴見精機製の XCTD-4N と互換性があり、同等以上の観測実績があること。
- (4) 中立性・公平性に関する要件
XCTD を用いた海洋観測が、防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。
- (5) 守秘性に関する要件
 - ① 当研究所から提供された資料は、担当職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。
- (6) 業務執行体制に関する要件
知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- (7) 業務実績に関する要件
鶴見精機製の XCTD-4N とそれぞれ互換性のある XCTD を納入した実績があり、資料等によりその実績を証明できること。

5 手続等

- (1) 担当部局及び問い合わせ先
- (2) 公示及び説明書について
〒305-0052
茨城県つくば市長峰 1-1
気象研究所総務部会計課用度係 福田 健洋
電話 029-853-8568 E-mail d5fdad45.digital.go.jp@jp.teams.ms
- (3) 技術力等に関する要件について
気象研究所台風・災害気象研究部 荒木 健太郎
電話 029-853-8667
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和 8 年 3 月 16 日から令和 8 年 4 月 6 日まで (1) に同じ。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
令和 8 年 4 月 7 日 16:00 まで (1) に同じ。
応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但し A4 版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入

れること) すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

(6) 詳細は公募説明書による。